

○ひたちなか市開発登録簿閲覧規則

平成13年3月26日

規則第10号

改正 平成19年5月2日規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第38条第2項の規定に基づき開発登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)の場所及び開発登録簿(以下「登録簿」という。)の閲覧等に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所の場所)

第2条 閲覧所の場所は、ひたちなか市都市整備部建築指導課内とする。

(閲覧時間等)

第3条 登録簿の閲覧時間は、次に掲げる日を除く日の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時30分までとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 市長は、登録簿の整理その他正当な理由がある場合は、前項の規定にかかわらず、閲覧時間を伸縮し、又は閲覧させないことができる。

(閲覧手続)

第4条 登録簿を閲覧しようとする者は、開発登録簿閲覧申込書(様式第1号)により市長の承認を受けなければならない。

(閲覧所以外の閲覧の禁止等)

第5条 登録簿は、指定された閲覧所以外の場所では閲覧することができない。

2 登録簿の貸出しは、行わない。

(閲覧の停止又は拒否)

第6条 市長は、登録簿を閲覧し、又は閲覧しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、閲覧を停止させ、又は拒否することができる。

(1) この規則の規定に違反した者又は係員の指示に従わない者

(2) 登録簿を汚損し、若しくはき損した者若しくは他人に迷惑を及ぼした者又はこれらのおそれがあると認められる者

(登録簿の写しの交付の手続)

第7条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第47条第5項の規定により登録簿の写しの交付を請求しようとする者は、開発登録簿謄本交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

付 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則（平成19年規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

開発登録簿閲覧申込書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

申請者 住所  
氏名

下記の理由により閲覧の申込みをします。

閲覧理由	
備 考	

受 付 印

様式第2号(第7条関係)

開発登録簿謄本交付申請書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

申請者 住所  
氏名



登録番号	ひたちなか市 第 号
開発許可年月日	年 月 日
開発許可番号	第 号
謄本交付申請通数	通
使用目的	

受付印

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第7条関係)